定額減税補足給付金（不足額給付）を支給します

問 申請について…　健康福祉課　社会福祉係　☎22-7503
　住民税について…　税務課　住民税係　☎22-7500

令和６年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（調整給付）は、令和５年の所得情報に基づき算定されました。不足額給付は、算定した金額に不足が生じる人などを対象に給付をするものです。

▶対　象／令和７年１月１日時点で垂井町の住民基本台帳に登録されている人で、次の①または②に該当する人

①納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される給付額が、令和６年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（調整給付）の給付額を上回る人

②本人および扶養親族等として定額減税の対象外であり、低所得世帯向け給付（※１）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった人（事業専従者など）

※１･･･令和５年度住民税非課税世帯への給付（７万円）、令和５年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和６年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付（10万円）

▶支給金額／

①「本来給付すべき給付額」と「令和６年度に給付した調整給付金」の差額を１万円単位で支給。

②原則４万円（令和６年分所得税額３万円と令和６年度個人住民税所得割１万円の合計金額）。ただし令和６年１月１日時点で国外に居住していた場合は３万円。

▶申請方法／

対　象	対象者の状況	申請手続きなど	発送時期	申請期間など
①	昨年垂井町から調整給付金を支給した人	「支給のお知らせ」を郵送します。口座変更などがない場合は、手続き不要です。	９月上旬	口座変更などがある場合は９月17日（水）までに申出てください。
	上記以外の人	「確認書」を郵送します。内容を確認し、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で返信してください。		10月31日（金）18：15まで ※郵送は当日消印有効
②	対象の可能性がある人	「申請書」を郵送します。内容を確認し、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で返信してください。	９月下旬	

※令和６年度個人住民税が垂井町外で課税されている人（令和６年中に転入された人など）は、垂井町で情報がつかみ切れず、発送できていない可能性がありますので、お問い合わせください。

※国の算定ツールを用いて算出しています。対象の可能性があるのに確認書などが届いていない場合は、お問い合わせください。

人事行政の運営等の状況

垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定により、垂井町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1　職員の任免および職員数に関する状況

(1)職員数の状況（各年4月1日現在）

区　分	職　員　数			主な増減理由
	令和6年	令和7年	増減数	
一般行政部門	171人	168人	-3人	欠員不補充
教育部門	19人	19人	0人	
公営企業等部門	18人	18人	0人	
合　計	208人	205人	-3人	

（注）職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者などを含み、会計年度任用職員を除いています。

(2)採用・退職の状況

令和6年度に実施した職員採用試験の内訳は、次のとおりです。

試験区分	募集人数	受験者数	採用者数
一般行政	若干名	34人	8人
建築		1人	0人
土木		1人	1人
情報処理		2人	1人
保健師		2人	1人
保育士		5人	1人
主任介護支援専門員		0人	0人

令和6年度中に退職した職員数は、次のとおりです。

	R6.4.1～R7.3.31
退職者数	16人

2　職員の人事評価の状況

平成18年度に整備した人事評価制度により、全職員を対象に人事評価を実施しています。

3　職員の給与の状況

(1)人件費の状況

令和6年度普通会計決算見込における町の歳出額やそれに占める人件費の割合は、次のとおりです。

住民基本台帳人口（6年度末）	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）5年度人件費率
人 25,632	千円 10,595,562	千円 2,135,611	% 20.2	% 18.2

（注）人件費には、町長、議員等の特別職の給料・報酬などを含んでいます。

(2)職員給与費の状況

令和7年度普通会計当初予算に計上された給与費の内訳と職員数は、次のとおりです。

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
186人	695,087千円	99,607千円	291,946千円	1,086,640千円	5,842千円

(注)職員手当には、退職手当および児童手当は含まれていません。

(3)職員の平均給与月額および平均年齢（令和7年4月1日現在）

職員の給与の平均額および平均年齢は、次のとおりです。

職　種	給与			平均年齢
	給料	職員手当	計	
一般行政職員	318,700円	44,200円	362,900円	40.9歳
技能労務職員	－ 円	－ 円	－ 円	－ 歳

(4)職員の初任給(令和7年4月1日現在)

職員の初任給は、次のとおりです。

職　種	区　分	初任給
一般行政職員	大学卒	220,000円
	高校卒	188,000円
技能労務職員	－	205,000円

(5)学歴別・経験年数別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

職員の学歴別・経験年数別の平均給料月額は、次のとおりです。

職　種	区　分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職員	大学卒	269,750円	296,775円	351,425円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職員	－	－ 円	－ 円	－ 円

(注）該当者が少ないため、経験年数が近い職員の平均となっています。

(6)一般行政職の級別職員数と構成比(令和7年4月1日現在)

町の給与条例に基づく給料表の級区分による標準的な職務内容、職員数および構成比は、次のとおりです。

区　分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務内容	高度な知識と経験を有する課長	課長・高度な知識と経験を有する主幹	主幹・高度な知識と経験を有する課長補佐	課長補佐・高度な知識と経験を有する係長	係長・主査	主任	主事	
職員数	7人	6人	10人	27人	27人	25人	17人	119人
構成比	5.9%	5.0%	8.4%	22.7%	22.7%	21.0%	14.3%	100%

(注)標準的な職務内容とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職名です。

(7)職員手当の状況(令和７年４月１日現在)

区　分	内　容
扶養手当	配偶者　月額　3,000円 子　1人につき　月額　11,500円 子以外の扶養親族（父母等）　1人につき　月額　6,500円 16歳から22歳までの子に対する加算　1人につき　月額　5,000円
住居手当	借家の場合（ただし、月額16,000円を超える家賃を負担している場合に限る）、家賃の額に応じ月額28,000円まで
通勤手当	○交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額150,000円まで（新幹線等の特別料金等の額を含む。） ○自動車等利用者 片道2km以上の使用者に対して、距離に応じ月額2,000円から31,600円まで
特殊勤務手当	支給実績（令和6年度普通会計決算見込）　500千円 手当支給職員1人あたり平均支給年額　18千円 職員全体に占める手当支給職員の割合　13.5% 手当の種類（12種） ①へい獣処理手当　②感染症防疫作業手当 ③死体取扱手当　④廃棄物取扱手当 ⑤運転手当　⑥電気主任技術者手当 ⑦危険物取扱手当　⑧ボイラー技士手当 ⑨一般廃棄物処理施設技術管理者手当 ⑩建築物環境衛生管理技術者手当 ⑪ダム管理主任技術者手当　⑫除雪作業手当
時間外勤務手当	支給実績（令和6年度普通会計決算見込）　53,986千円 手当支給職員1人あたり平均支給年額　327千円
期末手当 勤勉手当	令和6年度 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　1.025月分 12月期　1.275月分　1.075月分 計　2.5月分　2.1月分 職制上の段階・職務の級などによる加算措置　役職加算 5～15%
退職手当	令和6年度 自己都合　定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075月分 勤続35年　39.7575月分　47.709月分 最高限度額　47.709月分　47.709月分

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間（令和7年4月1日現在）

勤務時間	午前8時30分から午後5時まで　1日 7時間45分（休憩時間45分間を除く）

（注）役場等の開庁時間の延長に伴い時差出勤を実施しており、一部の職員は午前9時45分から午後6時15分までとなっています。また、施設などの職場によって勤務時間が異なります。

(2)休暇制度(令和7年4月1日現在)

区　分	内　容
年次有給休暇	一の年（1暦年）につき20日 20日を限度として、残日数を翌年に繰り越し可 令和６年平均取得日数　10.0日
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合（最長90日）
特別休暇	代表的な特別休暇と付与期間 ボランティア休暇　5日　結婚休暇　5日 産前・産後休暇　産前６週間　出生サポート休暇　5日 産後８週間　妻の出産休暇　2日 子の看護休暇　5日　子の養育休暇　5日 （子が２人以上の場合）（10日）　短期の介護　5日 夏季休暇　3日　忌引休暇　1～7日
介護休暇（無給）	負傷、疾病または老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等を介護する場合　２週間以上６月以内
介護時間（無給）	負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等を介護する場合 ３年の期間内で1日につき連続する２時間の範囲内

5　職員の休業に関する状況(令和7年4月1日現在)

区　分	内　容
育児休業（無給）	３歳に満たない子を養育する場合　その子が３歳に達する日まで 令和６年度育児休業取得者　２人 取得率　66.7%（男性50%、女性100%）
自己啓発等休業（無給）	大学等課程の履修のためである場合は２年、国際貢献活動のためである場合は3年を超えない期間内で休業することができる。 令和６年度自己啓発等休業取得者　0人　取得率　0%
配偶者同行休業（無給）	外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合 6月以上3年を超えない範囲内の期間内で休業することができる。 令和６年度配偶者同行休業取得者　0人　取得率　0%

6　職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況(令和６年４月１日～令和７年３月31日)

分限処分とは、公務能率の維持向上を図るため、一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合、職員の意に反した不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。分限処分には、免職、休職、降任、降給の４種類があります。

処分事由	免職	休職	降任	降給	合計
勤務実績が良くない場合	－	－	1人	－	1人
心身の故障の場合	－	5人	－	－	5人
職に必要な適格性を欠く場合	－	－	－	－	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	－	－	－	－	0人
刑事事件に関し起訴された場合	－	－	－	－	0人
合　計	0人	5人	1人	0人	6人

(2)懲戒処分の状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

懲戒処分とは、公務員の規律を維持するため、職員の一定の義務違反に対する責任を問い、制裁として科する処分をいいます。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	－	－	－	－	0人
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	－	－	－	－	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	－	－	－	－	0人
合　計	0人	0人	0人	0人	0人

7　職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の労働者とは異なる服務上の強い制約が課されています.

さらに、垂井町職員服務規程を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えを定めています。

8　職員の退職管理の状況

垂井町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理に関し必要な事項を定めています。

9　職員の研修の状況

職員の研修の状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

住民とともに活力あるまちづくりを進めるには、職員一人ひとりの確かな業務遂行能力に加え、創造力や政策形成能力など幅広い知識・能力の習得が必要となります。職員の資質向上、能力開発、組織活性化と意欲の向上を目指し、研修事業を実施しました。

研修名	受講者数（延べ人数）	日数	内容
内部研修	208	1	実践的知識の習得および課題発見能力の向上（内容：新規採用職員研修、財政マネジメント研修、ハラスメント研修、先進地視察研修、eラーニングによる情報連携に向けた研修など）
外部研修	414	1～9	専門的・実践的知識の習得（派遣先：市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、岐阜県市町村職員研修センター、日本経営協会、岐阜県保育研究協議会、西濃圏域発達障がい支援センターなど）

10　職員の福祉および利益の保護の状況

(1)公務災害の認定状況

職員の公務に起因する災害および通勤災害については、地方公務員災害補償基金が補償します。

令和6年度の認定件数は、3件です。

(2)健康管理に関する状況

労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断およびストレスチェックを実施しました。

(3)共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、岐阜県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、健康保険に相当する短期給付と厚生年金に相当する長期給付を行っています。

また、職員の掛金のみで運営する垂井町職員互助会を組織し、福利厚生事業を実施しています。

11　公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置要求の状況

令和6年度中の措置要求はありません。

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

令和6年度中の不服申立てはありません。

(3)苦情処理の状況

令和6年度中の苦情処理はありません。

問 総務課 人事係　☎22-1151

きれいな河川空間、きれいな海を守るため、みんなでごみを拾いましょう

川と海のクリーン大作戦を実施します

問 住民課　環境衛生係　☎22-7510

相川河川敷一帯では、散歩やジョギング、ピクニックなどさまざまな人が集い河川空間を楽しんでいます。
一方、レジ袋やペットボトル、バーベキューのごみなどが投棄されているのも現実です。
これらのごみは、周辺環境を悪化させるだけではなく、川などを介していずれは海洋ごみになります。
私たちの出したごみが新たな海洋汚染を引き起こさないよう、一緒に相川河川敷をきれいにしませんか。

▶**と　き**／９月28日（日）　午前８時～９時
※雨天中止
▶**清掃場所**／相川河川敷広場一帯
▶**集合場所**／①相川児童公園
②不破消防組合南側河川敷
③不破中橋東駐車場
④表佐河川敷広場

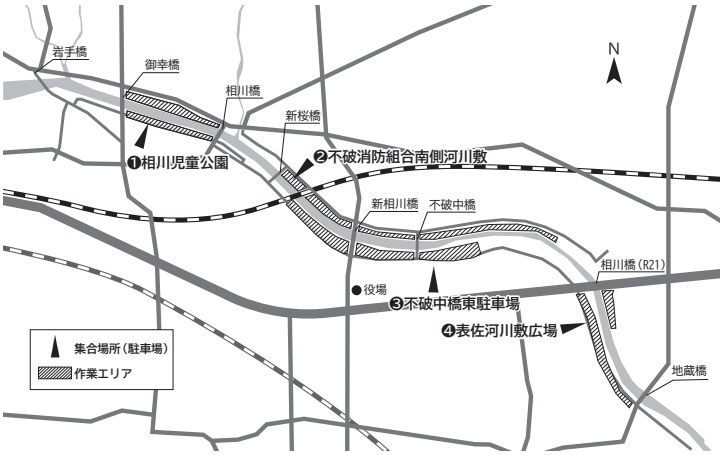

・集合場所にてごみ袋をお渡しします。清掃後は自由解散とします
・水分補給は、マイボトルなどをお持ちください
・集合場所は４箇所あります。参加しやすい場所に集合してください
・駐車場には限りがあるため、できるだけ徒歩か自転車でお越しください

あなたのお家、地震に耐えられますか？

問 都市計画課　都市計画整備係　☎22-7513

木造住宅無料耐震診断

昭和56年５月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅を、県に登録の「木造住宅耐震相談士」が〝無料〟で診断し、あわせて耐震補強にかかる補強計画と概算の補強工事費用を算出します。
令和７年度の申し込み期限は12月19日（金）までです。

木造住宅耐震補強工事費助成

診断の結果、「倒壊する可能性がある」などと判定された住宅の耐震補強工事を行った場合、その費用の一部を助成（限度額200万円）します。
令和７年度申請は令和８年１月中に工事を完了できるものに限ります。

耐震シェルター及び耐震ベッド工事費助成

診断の結果、「倒壊する可能性がある」などと判定された住宅に耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置工事を行った場合、その費用の一部を助成（限度額30万円）します。

※いずれも事前に申請が必要です。

ブロック塀などの安全確保は、所有または管理されている人の責任となります。
町ホームページの『ブロック塀等の点検のチェックポイント』を参考に安全点検をお願いします。

福祉医療費受給者証更新手続きをお願いします

問 健康福祉課　社会福祉係　☎22-7503

現在発行している受給者証の有効期限は、重度心身障害は９月30日(火)まで、ひとり親家庭等は10月31日(金)までで、引き続き受給するには更新の手続きが必要です。

対象者には、新しい受給者証と申請書を順次郵送しますので、同封の申請書に、**必要事項を記入して、返信用封筒にて返送してください。**

有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

制度名	対象者	発送時期	申請期間
重度心身障害者	・身体障害者手帳１～３級所持者 ・療育手帳A1、A2、B1所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者	９月中旬	９月30日(火)まで ※当日消印有効
母子家庭等	・18歳到達後の年度末までの児童を扶養している配偶者のない母と児童 ・父母のない18歳到達後の年度末までの児童	10月中旬	10月31日(金)まで ※当日消印有効
父子家庭	・18歳到達後の年度末までの児童を扶養している配偶者のない父と児童		

※本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上の場合、所得制限により受給者証が交付されないことがあります。

ご注意ください

ごみ収集のお知らせ

問 住民課　環境衛生係　☎22-7510

と　き	内　容
９月15日 **(月・祝)**	**「燃えるごみ」の休日収集** ※ただし、通常の月曜日「燃えるごみ」収集地域のみ。
９月23日 **(火・祝)**	**すべてのごみ収集なし** ※振替収集なし。

9月～10月は「行政相談月間」
困ったら　一人で悩まず　行政相談

問 総務課　庶務係　☎22-1151

役場の仕事について、「よく分からない」と感じたことはありませんか。そのような声を、行政相談委員がお聴きします。行政相談月間に合わせて相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られます。

▶**と　き**／９月17日(水)　午後１時～４時

▶**ところ**／福祉会館２階　相談室

▲行政相談公式サイト

＼私たちがお聴きします／

▲小林徹雄さん

▲末政京子さん

勤労者に対する支援制度

問 産業課　商工観光係　☎22-7515

離職者教育訓練給付金交付制度

離職した人の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、指定する教育訓練を受講し、修了した場合に給付金を給付します。

▶対　象／次の要件を満たした人

・町内に１年以上居住し町税を完納している人
・雇用保険（失業給付）を受けている人または受けていた人
・離職後１年以内に厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、修了した人

▶給付金額／（受講費用が8,000円以下の場合は対象外）

・国から教育訓練給付金が支給される人
　受講費用（入学料+受講料－国からの給付金）の1/2（上限５万円）
・国から教育訓練給付金が支給されない人
　受講費用（入学料＋受講料）の1/2（上限８万円）

勤労者離職支援金交付制度

乳幼児から高等学校などに在住する子を扶養する勤労者が、勤務先の都合（倒産、閉鎖または業務縮小）により離職を余儀なくされた場合、支援金を交付します。

▶対　象／次の要件を満たした人

・町内に１年以上居住し、乳幼児・小・中・高校生等を扶養している人
・勤務先の都合（倒産、閉鎖または業務縮小）により離職した人

▶支援金額／

・乳幼児・小・中学生　１人あたり月額5,000円
・高校生など　１人あたり月額8,000円

▶交付期間／

雇用保険（失業給付）受給期間内か、期間満了日までに就職が決まる日まで（対象期間中、１月を満たない月は対象外）

勤労者生活資金融資制度

町内に居住する勤労者に対して生活のために必要とする資金を、ろうきんローンエールの適用金利より年0.3％優遇し、200万円以内で融資します。

▶融資商品／

ろうきんローンエール（住宅・自動車・教育・育児・医療・介護・冠婚葬祭）

▶対　象／次の要件を全て満たした人

・町内に１年以上居住している人で同一事業所に１年以上勤務している人
・前年度税込年収が150万円以上400万円以下の勤労者で、自営業でない人
・未成年者でない人
・町税を完納している人
・東海労働金庫の指定する保証機関の保証が受けられる人
・その他東海労働金庫が定める要件を備えている人

申・問 東海労働金庫大垣ローンセンター　☎78-5817

第54回秋の垂井町芸術文化祭

「芸術の秋」を楽しみませんか。ステージ発表、各種展示があります。

事業名	と　き	ところ
町芸術文化協会 表彰式	9月27日(土) 12:30 ～	文化会館 大ホール
芸能祭第１部	9月27日(土) 13:05 ～	
芸能祭第２部	9月28日(日) 12:30 ～	
町美術協会 写真・彫塑工芸の部 小作品展	9月27日(土)･28日 (日) 12:00 ～ 16:00	文化会館 ホワイエ
華道展	9月27日(土)･28日(日) 10:00 ～ 15:30 ※最終日15:00まで	文化会館 小ホール

芸能祭 出演団体

花笠の会

朗読ピア

垂井祭囃子保存会

華道展

小作品展

▶**入場料**／無料

問 町芸術文化協会 (文化会館内)　☎23-1010

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が届きます

９月から10月にかけて、日本年金機構から令和８年分の「扶養親族等申告書」が届く予定です。期日までに提出をお願いします。

Q：どうして提出が必要なのですか。

A：老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税および復興特別所得税の課税対象とされており、年金の支払の際には所得税を源泉徴収することが義務付けられています。源泉徴収時に各種の控除額を算出し、それを反映させるために受給者から扶養親族等申告書を提出していただく必要があります。

Q：申告書を提出しなかった場合はどうなりますか。

A：ご提出がないと控除額が定まらず、多くの所得税が源泉徴収されます。その結果、年金の受取額が少なくなります。

Q：扶養親族等がいない場合も提出は必要ですか。

A：ご自身が障害者や寡婦、ひとり親に該当しない場合は提出不要ですが、該当する場合は申請書を提出することで適切な控除が受けられます。

Q：受給者本人が亡くなっている場合はどうしたらいいですか。

A：すでにお亡くなりの場合、申告書の提出は不要です。なお、遺族年金請求や未支給請求など年金に関する受給者死亡の手続きがお済みでない場合は、早めに最寄りの年金事務所でお手続きをお願いします。事前にご予約頂くと、待ち時間が短縮できます。

問 ねんきんダイヤル　☎0570-05-1165
大垣年金事務所　☎78-5166　音声案内①→②を選択
住民課　保険年金係　☎22-7509

広 告

男女共同参画「マタハラ」・「パタハラ」を防止しましょう

近年、セクハラやパワハラなど、さまざまなハラスメント行為が問題となっています。あなたは「マタハラ」、「パタハラ」という言葉を耳にしたことはありますか。

マタニティハラスメント（マタハラ）とは

働く女性が、妊娠・出産・育児を理由に、職場で嫌がらせを受けたり、不当に解雇されたりすること

パタニティハラスメント（パタハラ）とは

働く男性が、育児休暇の取得や育児のための短時間勤務を理由に、職場で嫌がらせを受けること

これらの行為は、労働者の権利を侵害し、相手に精神的・身体的負担をもたらすため、法律によって禁止されています。マタハラやパタハラを防止するためには、職場環境の整備や、妊娠・出産・育児に対する周囲の理解と協力が必要です。思いやりの心を持って、誰もが安心して働ける職場づくりに取り組んでいきましょう。

マタハラ・パタハラに関する相談窓口

岐阜労働局 雇用環境・均等室（岐阜市金竜町５−13　４階）
☎058−245−1550　電話または面談
（受付時間：月〜金 午前８時30分〜午後５時15分）

問 企画調整課　企画係　☎22−1152

提案型地域活性化事業「季節の遊び場 ふわふわプレーパーク」

▶**と　き**／９月13日（土）　午前10時〜午後４時
▶**ところ**／TARUI FOREST FIELD　キャンプ場（垂井町大石）
▶**対　象**／どなたでも
▶**参加料**／４歳以上１人500円（入場料）
▶**内　容**／森の中で心に刻む自然体験（ジップライン、ブランコ、焚火、木工工作、音楽、昔の遊び、ままごと、絵本など）
※一部有料のコンテンツあり
▶**その他**／駐車場は予約制（先着30台）公式LINEから申込み

問 ふわプレ実行委員　藤本　☎080−6903−3206

▲公式LINE

▲インスタグラム

季節の遊び場 ふわふわ プレーパーク

全戸配布物・自治会回覧物を掲載しています

毎月「広報たるい」とあわせて全戸配布している配布物と、各自治会への回覧物を町ホームページに掲載しています。二次元コードを読み取ってご覧ください。（掲載は、町を通じて町全域に配布・回覧されたものに限る）

問 企画調整課　地域振興係　☎22−1152

広 告

身体障害者相談員による巡回相談

身体に障がいがある人の身体障害者手帳、補装具、生活など各種相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶**と　き**／9月20日(土)
午前10時～正午

▶**ところ**／表佐地区まちづくりセンター

問 身体障害者相談員　桑原
☎090-3306-4804

不動産無料相談会

空き家・空き地の管理方法や利活用など不動産に関するさまざまな悩みに対する相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

▶**と　き**／9月26日(金)
午後1時30分～3時30分

▶**ところ**／役場1階
コミュニティルーム

▶**対　象**／空き家などの所有者や管理者

▶**相談料**／無料

▶**相談方法**／(公社)岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部相談員による面談
※予約不要、当日来場受付のみ

問 企画調整課　企画係　☎22-1152

里親を知る会(個別相談会)

県では、親の事故、病気などにより家庭で暮らせなくなった子どもたちを、児童福祉法に基づいて、親に代わって養育していただける里親を募集しています。
里親についての相談会を開催しますので、興味のある人は、予約をお願いします。

▶**と　き**／10月8日(水)
午後2時～4時
※1世帯30分程度(要予約)

▶**ところ**／役場1階
コミュニティルーム

申・問 里親支援センター　こころ
☎0585-35-7734
随時相談もおこなっています

知的障害者相談員による相談

知的障がいの人やそのご家族の悩み・相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶**と　き**／9月12日(金)
午前10時～正午

▶**ところ**／町福祉会館

問 健康福祉課　障がい福祉係
☎22-7520

障がい(知的・精神)に関する巡回相談

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業者による巡回相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶**と　き**／9月25日(木)
午前9時30分～11時30分

▶**ところ**／役場1階　相談室1A

▶**内　容**／相談員による生活、福祉サービス、障がいの症状など各種相談

▶**定　員**／2件(1件あたり1時間)

▶**申込方法**／電話で申し込み

▶**申込期限**／9月18日(木)

申・問 健康福祉課　障がい福祉係
☎22-7520

60歳以上の健康で働く意欲のある人 シルバー人材センター「入会説明会」を開催

▶**と　き**／9月17日(水)
午前10時～11時

▶**ところ**／(公社)大垣地域シルバー人材センター　垂井事務所

▶**主な仕事**／屋内・外の清掃、植木の剪定、草刈り、草取り、企業などでの各種軽作業

問 (公社)大垣地域シルバー人材センター垂井事務所　☎23-1585

広　告

募 町営住宅入居者を募集

▶**募集住宅**／野庵町営住宅
▶**入居資格**／
・同居する親族があること
（単身の場合、条件あり）
・収入が基準以下であること
・住宅に困窮していること
・町内に住所または勤務先があること
・町税を滞納していないこと
・入居者または同居者が暴力団員でないこと
▶**募集期間**／9月1日(月)～12日(金)
▶**入居予定日**／10月31日(金)
問 建設課　管理係　☎22-7511

募 提案型協働事業「国をこえて、みんなで楽しみませんか！」

垂井町に在住・在勤の外国人のみなさんと、外国の人たちと話してみたいという人との交流イベントを開催します。参加者大募集！
▶**と　き**／10月12日(日)
午後1時30分～3時30分
▶**ところ**／ワイワイプラザ垂井
▶**参加費**／無料
問 メルボルン倶楽部　☎22-3902

募 第34回垂井町音楽祭～合唱・邦楽の部～出演団体募集

▶**と　き**／11月30日(日)
午後1時～4時
▶**ところ**／文化会館　大ホール
▶**出演資格**／音楽(合唱・邦楽演奏)活動をされている団体
▶**出演料**／無料
▶**申込方法**／出演申込書を文化会館へ提出
▶**申込期限**／9月20日(土)
▶**入場料**／無料
問 文化会館　☎23-1010

募 令和7年度「里山探検隊」隊員を募集

揖斐川・根尾川上流域で発生した災害の歴史や、災害の備えについて学習してみませんか。
▶**と　き**／
揖斐コース
10月15日(水)
根尾コース
11月12日(水)
いずれも午後0時30分～5時30分
▶**内　容**／砂防ダムの見学など
▶**対　象**／現場見学に支障のない健康な人
▶**定　員**／各コース15人程度
▶**申込期間**／9月1日(月)～19日(金)
詳細は二次元コードからご確認ください。
問 越美山系砂防事務所　総務課
☎0585-22-2161

募 令和7年度 生き生き学級 成人セミナー「はじめてのお惣菜パンづくり」

初心者でも安心して参加できる講座です。パンづくりの基本を学びます。
▶**と　き**／9月26日(金)
1部　午前10時～正午
2部　午後2時～4時
▶**ところ**／ワイワイプラザ垂井　調理室
▶**講　師**／JHB(ジャパンホームベーキング)スクール　準師範　波賀野里美さん
▶**対　象**／町内在住または在勤の成人
▶**定　員**／各10人
▶**参加費**／500円
▶**申込方法**／二次元コードから
▶**申込期間**／9月12日(金)午前9時～9月19日(金)正午
問 生涯学習課　社会教育係　☎22-1154

広告